

# 經濟論叢

第127卷 第2・3号

---

大正期ソーダ業界と日本曹達の成立……………	下谷 政 弘	1
マルゼルブと出版統制(3)……………	木崎 喜代治	32
企業組織における雇用……………	成生 達彦	50
マックス・ウェーバーにおける 理解社会学の形成……………	奥田 隆男	68
現代世界経済における 社会主義的国際分業(上)……………	田中 宏	86
産業革命期フランスにおける 労働者の貧困問題……………	清水 克洋	111

---

昭和56年2・3月

京都大學經濟學會

# 産業革命期フランスにおける 労働者の貧困問題

— ヴォレルメ調査報告の検討を中心に —

清 水 克 洋

## はじめに

1830年代フランスは、かつて知らなかった一つの重大な社会問題に直面していた。大工業労働者という新しい階級の形成に伴う貧困問題の発生、深刻化である<sup>1)</sup>。時あたかもイギリスで成立した工場法と、それに基づく監督官報告書は、綿工業労働者の状態、とりわけ児童労働の惨状を明るみに出し、労働者の貧困をめぐるフランス世論を大いに刺戟した<sup>2)</sup>。フランスで最初の労働者保護立法と言われる児童労働制限法が成立したのは1841年であった<sup>3)</sup>。

フランスにおいて、1830年代は、19世紀初頭以来イギリスからの直接の影響を受けながら急速な展開をとげつつある産業革命がまさに頂点に達しようとする時期であった。すなわち、農民の都市工業プロレタリア化が進行し、綿工業を先頭に工場制度が広がり、新しい関係としての資本・賃労働関係が確立しつつあったのである。この時期に社会問題化する労働者の貧困とは何であったのか。それは、如何なる問題として認識されたのか。そこから提起されてくる貧困解決策はどのようなものであり、それが帯びた客観的意味は何か。さらに、この労働者の貧困の社会問題化に反映するフランス産業革命の発展段階と特質

1) Cf. H. Sée, *Histoire économique de la France*, t. II, 1952, pp. 187, 189. F. Braudel, E. Labrousse, *Histoire économique et sociale de la France*, t. III, 1976, p. 778.

2) Cf. H. Sée, *op. cit.*, p. 190.

3) Cf. E. Levasseur, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870*, 2. ed., 1904, pp. 126-130.

は何か。

これらの問題に対して、これまでわが国のフランス産業革命史研究は必ずしも十分な解答を与えてこなかった<sup>4)</sup>。それは、一般的に、わが国の西洋経済史研究において、次のような考え方が支配的であったからにほかならない。まず、日本資本主義について、そこでは、半封建的土地所有が資本主義自体の不可欠な構成要素となっており、資本・賃労働関係さえもが半封建的な性質を帯び、企業経営の内部にも古い関係がいつまでも残存せざるをえないというイメージが前提される<sup>5)</sup>。この対極に置かれたのがイギリスを典型とする西欧資本主義なのであった。それは、封建制の解体下での独立自営の農民＝中産的生産者層の広範な成立を基盤とし、下から、自生的な展開をとげる資本主義であるとされ、そこでは、産業革命は自由競争の資本家と自由な労働者を、合理的で近代的な企業経営を生み出すと考えられてきた。こうして、わが国においては、フランス産業革命の、一般的に、西欧資本主義研究のおもな問題意識が、資本家の系譜や、資本主義の類型の析出におかれることになったのである<sup>6)7)</sup>。さらに、産業革命期における労働者の貧困問題がとりあげられる場合にも、それは、いわゆる「原生的」な資本・賃労働関係に起因するものであり、自由な資本・賃労働関係、「合理的」な企業経営確立に至る過渡的なものとして把握されてきたのである<sup>8)</sup>。

- 4) フランスにおいても、フォーランが労働者問題は長い間、歴史家の注目をひいてきたのに対して、工場主の研究が遅れてきたとして、新しい経営者史観を打ち出すことになった。これは、産業革命の一面を、労働者の貧困として把握しながら、その一般の叙述以上に進まなかった従来の研究に対する重大な批判でもあった。Cf. Cl. Fohlen, *L'industrie textile au temps du Second Empire*, 1956, p. 51.
- 5) このようなイメージを作り上げるうえで最も大きな影響を及ぼしたのは、山田盛太郎「日本資本主義分析」昭和9年。
- 6) この見解を代表するものとして大塚久雄著作集第2巻「近代欧州経済史序説」1969年、高橋幸八郎「近代市民社会成立史論」昭和28年、参照。
- 7) わが国におけるフランス産業革命論の一つの重要な論点は、フランス産業革命が、このイギリスに典型的に見られると考えられた経過をたどったか否かにおかれている。代表的なものとして、遠藤輝明、フランス産業革命の展開過程、高橋幸八郎編「産業革命の研究」昭和40年、服部春彦「フランス産業革命論」1968年、参照。
- 8) 戸塚秀雄「イギリス工場法成立史論」1966年、吉岡昭彦、イギリス産業革命と賃労働、高橋編、前掲書、参照。

注意しなければならないのは、以上の資本主義観、資本主義発展のイメージが、かの『資本論』の正しい解釈として、マルクスの方法による各国資本主義分析として主張され、また、受け入れられてきたことである。われわれは、この点に強い疑問を抱くとともに、従来の支配的な見解が持つ重要な問題点の一つが、労働者の貧困についての誤った理解にあると考える<sup>9)</sup>。

まず、従来の支配的な見解は、『資本論』で言う「二重の意味で自由な労働者」について、もっぱら、自由な人格の側面だけを強調し、そのことによって、資本・賃労働関係を自由で平等な外観からのみ把握することになった。しかしながら、賃金労働者の労働力商品所有者としての自由は、けっして、かれが自由な労働主体であることを意味するわけではない。逆に、そのための諸条件をかれが喪失していることを前提にし、労働の場において、かれが資本の専制的指揮権の下に絶対的に服従せざるをえないことを意味するのである。したがって、資本・賃労働関係は、自由で平等な外観を持ちながら、実体としては、「商品交換自身の性質から生ずる従属関係」、支配と隷属の関係たらざるをえないのである。

従来の見解のいま一つの問題点は、資本主義的生産の発展に伴う労働の社会化を、企業経営の「合理化」、「近代化」という面からのみ把握してきたことにある。確かに一面では、労働の社会化は、工場内、企業内での生産の「計画化」をもたらす。しかしながら、資本主義的生産関係の下では、労働の社会的生産力は資本の生産力として現れざるをえないのであり、労働の社会化は、労働者を犠牲にしてしか進行しえず、労働の社会的生産力を発展させるための方法は、労働者を資本に従属させるための、すなわち、貧困化のための手段に転化するのである。

本稿は、以上の二点、資本の専制的指揮権の下への労働者の服従と、労働の

9) この点をマルクス『資本論』に立ち帰って検討し、労働力商品所有の仮象性と、労働者に対する資本の専制的指揮権の概念を、いわば再発見したのは尾崎芳治氏である。労働者の貧困についてのマルクスの方法として以下に示すものは、氏の見解を筆者が整理したものである。尾崎芳治、資本主義から社会主義——「否定の否定」の問題によせて——「経済」1975年、6月、参照。

社会化に伴う労働者の貧困化、これを基本的な分析視角、方法として、さきに示した問題関心に基づき、1830年代フランスにおける労働者の貧困問題を検討する。その際、1841年児童労働制限法にかんする最も包括的な調査であり、その成立に大きな影響を与えたとされるヴィレルメ (Villermé, Louis-René, 1782-1863) による繊維産業労働者の状態についての調査報告 “*Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie*<sup>10)</sup>” は見逃すことのできない基礎資料の一つである。フランス・アカデミーの依頼によって、1835年から1837年にかけてのヴィレルメ自身の調査旅行<sup>11)</sup>をもとにしたこの報告は、麻を除く全繊維産業中心地を含むという点、労働者の状態が、消費生活だけではなく、労働過程にまで入り込んで叙述されている点、そのうえに立って具体的な政策、児童労働制限法と、職人手帳制度改善法を提言し、検討している点で貴重なものである。事実、フランスにおいても人道主義に基づく、客観的な事実の報告であると評価され、多くの論者によって言及されてきた<sup>12)</sup>。にもかかわらず、それ以上の分析は、ヴィレルメの議論の持つ濃厚な道徳論的性格によって妨げられてきた。本稿は、逆に、この、一見欠陥と見える点をも手がかりの一つとしながら、かれの議論を全面

10) M. Villermé, 1840. 報告をもとに加筆、出版された著書の構成は以下の通りである。2部構成をとり、第1部は、綿、羊毛、絹の3つの部門にそれぞれ1篇があてられ、各篇の冒頭章は、生産工程の概略を示し、第2篇以下が主な工業地帯(県)別の叙述である。アカデミーへの報告の中心をなした第2部は、労働者の状態についてのテーマ別考察である。以下に示す各章の表題は、報告の内容をある程度伝えている。第1章、労働者の物質的狀態、住居、衣服、食事、賃金、支出、諸改善、第2章、労働者の品行と道徳。第3章、労働日の長さ、第4章、工場に使用されている児童、第5章、労働者の賃金に対して行われる前貸制度の誤り、第6章、職人手帳と労資協調委員会について、第7章、幼稚園、学校、貯蓄金庫、相互扶助組合、および労働者を援助する慈善制度、第8章、労働者の健康、第9章、労働者人口の動向、第10章、近代的機械と工業組織の労働者への影響、第11章、労働者の産業組合、第12章、労働者の状態の要約、結論。

11) ヴィレルメ自身の言葉によれば、かれの調査方法は、各工業中心地の市長、医者、製造業主から情報を得るとともに、労働者の生活の中に入り、「かれらとともに考え、かれらの家族の中で研究する」というものであった。

12) フランス経済史学におけるヴィレルメの基本的な評価はルヴァスールによって与えられ、現在に受けつがれている。「かれの報告は誠実な人間の心で書かれ、美文調もないが、故意に事実を言い落すこともなく、真実の持つ雄弁さを備えている。」Levasseur, *op. cit.*, p. 125, Cf. H. Sée, *op. cit.*, F. Baudel, E. Labrousse, *op. cit.*

的に検討することによって、問題に接近しようとするものである。

## I ヴィレルメが描く労働者の貧困像

### (1) 生活規律の喪失

1830年代フランスにおいて社会問題化した労働者の貧困の一つの重要な局面は消費生活にあった。ヴィレルメも、その調査報告の大きな部分をこれにあてている。かれは、当時の労働者の賃金、食事、衣服、住宅事情を極めて具体的に描き、詳細な検討を加えている。そして、そこから、次のような結論をひき出したのである。「労働者たちは、かれらの今日の状態は、今までよりも改善されていることを知らねばならない。」<sup>13)</sup>「わが国の工場労働者は、児童を別とすれば、他の人びと、とくに農業労働者よりも仕事は楽であり、賃金はより多い。」<sup>14)</sup>すなわち、ヴィレルメは、物質的な面から見れば、労働者の消費生活は改善されていると判断したのである。この認識のうえに立って、かれは、生活規律の問題こそ、労働者の消費生活における貧困の核心であると考えた。

まず第一に、フランス全土において、とくに成人男子労働者に共通な悪習とされる「飲酒癖」である。かれによれば、労働者は飲酒を習慣にしたりと、「遅かれ、早かれ、節制から無節制におちいり、酒を楽しんでいたものが、酒に飲まれるようになってしまう」のである。こうした「飲酒癖」は「労働者を墮落させ、理性を失わせ、彼の健康を破壊し、生命を縮め、品性をおとしめる」。また、勤労意欲を減退させ、かれを「怠惰」な人間にしてしまう。例えば、日曜日の過度の飲酒のために、多くの労働者が月曜日に仕事を休むことが指摘される。「飲酒癖」の弊害は、そこにおちこんだ労働者の破滅にとどまるものではない。労働者家族の支柱たる成人男子労働者の飲酒癖は、かれらの家計からの出費を増大させ、貯蓄、子供の教育を不可能にする。さらに、正常な家庭生活には欠くことのできない家族の団欒を妨げ、これがまた飲酒の原因に

13) Villermé, *op. cit.*, t. II, p. 346.

14) *Ibid.*, t. II, pp. 350-351.

もなる、と<sup>15)</sup>。

第二に、「先見のなさ」、節約精神の欠如である。つぎの叙述に見られるように、都市の工業労働者が、稼ぎを全て使い果すことが厳しく糾弾される。「一般的に言って、工場労働者は、とくに都市においては、翌日のことを全く考えない。かれらは収入や出費を考慮せず、稼いでも、それだけ多く使うので、年の終りにはいつもと同じように貧しいままなのである。」<sup>16)</sup>「その日暮し」こそが都市工業労働者に共通な生活態度であり、貧困の最も重大な原因の一つだとされるのである。

第三に、「品性の欠如」、道徳的退廃である。かれは、とくに *libertinage* (性的放縦) や *concubinage* (同棲関係) と呼ばれた当時の風潮を憂い、その結果としての私生児の増大を指摘している。さらに売春の蔓延を問題にし、都市の婦人労働者が売春婦の供給源になっていると言う。「製造業の盛んな地方での品性の弛緩が著しく、そこからパリにおける売春婦という卑しむべき部隊に新兵が供給されている。」<sup>17)</sup>

ヴィレルメは、これらの貧困の要因を以下のように総括する。「一般的に、わが国の現状では、工場労働者は、節制、節約、先見、品性を欠いており、ただこのことのために、かれらがミゼラブルであることが多いのである。」<sup>18)</sup><sup>19)</sup> これらの要因は相互に強め合いながら労働者を貧困におとしめ、そこにつなぎとめる、と。一言で言えば、生活規律の喪失、これこそヴィレルメが見た労働者の貧困の核心であった。

ヴィレルメによれば、この労働者の生活規律の喪失は、かれの肉体と精神を破壊するだけではない。家父長の「飲酒癖」、計画性の欠如した「その日ぐら

15) *Ibid.*, t. II, pp. 36, 37, 43, ただし、ヴィレルメは禁酒論者ではない。

16) *Ibid.*, t. II, p. 34.

17) *Ibid.*, t. II, p. 53.

18) *Ibid.*, t. II, p. 351.

19) 「病気、失業、物価上昇、賃金の減少」等もまた貧困の原因として承認されるのではあるが、これらによって惹き起される貧困は偶然的で、一時的なものであり、しかも、「貯蓄金庫、相互扶助組合、慈善組織」等、解決のための手段がすでに存在していると言われる。*Ibid.*, t. II, p. 147.

し」、性道徳の退廃、これらは、とりもなおさず、労働者の家庭生活の崩壊を意味していた。そして、これがまた、生活規律を喪失した労働者の再生産につながると考えられたのである。ヴィレルメは次のように言う。「この不幸な子供らは無秩序を見るだけであり、淫らな言葉しか聞かず悪習にかぶれる。かれらは、きたない霧田気の下で育てられ、悪い事例に慣らされ……必然的に、かれらの両親のように飲み助で、放蕩者、愚か者になるのである。」<sup>20)</sup>こうした生活規律の喪失と家庭生活崩壊の悪循環、さらに、それが世代から世代へ伝えられ永久化されてゆくこと、これこそヴィレルメの目に映った労働者の貧困イメージであった<sup>21)</sup>。

当時、重大な社会現象になりつつあった労働者の消費生活における貧困を、労働者自身の生活規律の喪失と、正常な家庭生活の崩壊として把握すること、これがヴィレルメの議論の第一の特徴である。

## (2) 資本家と労働者との非人間的関係

1830年代フランスにおいて、労働者の状態が注目されたのは、かれらの消費生活に関してだけではない。むしろ、児童労働問題、婦人労働問題というような労働の場におけるかれらの惨状がより大きな社会的関心を集めていたのである。ヴィレルメの調査報告も、その最大部分が、当時、急速な発展をとげた大工業の下での労働のあり方、そこに形成される資本と賃労働にかかわる問題にあてられている。

ヴィレルメが重視してとりあげるのは、第一に、当時、綿工業、とくに紡績工場において大きな比重を占めるようになり、重要な役割を果すようになった児童労働の惨状である。まず、綿工業の発達した諸県では、6歳や7歳にしかならない児童が工場で使われ、かれらに対してさえも、通常15時間から15時間半と言われる極端に長い労働日が課せられていたことが指摘される。また、

20) *Ibid.*, t. II, p. 49.

21) かれの目は地域社会にも向けられていた。すなわち、「流浪の労働者」「よそ者の流入」が地域社会の道徳状態を悪化させ、それが、この地域の労働者にも影響を及ぼすと考えたのである。  
*Ibid.*, t. II, p. 64.

「かれらの一部は、仕事の性質からして、明らかに不衛生にさらされていた」とされる。夜間労働や、徹夜業が課せられることもまれではなかった<sup>22)</sup>。少し長くなるが、次の叙述から、ヴィレルメがこの児童労働の惨状を強い憤りをもって糾弾しているのを見てとることができる「全ての児童にとって、疲労は極端に長い立姿勢から生じる。かれらは、毎日、毎日、16時間から17時間、ほとんど場所も姿勢も変えずに狭い一隅で立ったままである。それは、もはや労働や仕事ではなく拷問である。しかも、それが課せられるのは、6歳から8歳にしかならず、食事も衣服も貧しい子供たちに対してなのである。さらに、かれらは、それだけでも疲れはてる長距離を、朝は家から職場へ、夜は職場から家へと歩かねばならない。やっとのことで教時間の睡眠しか享受できないこの不幸者は、いかにして、このような悲惨と疲労に耐えているのであろうか。」<sup>23)</sup>

この「拷問」と化した児童労働は、かれらの肉体と精神を破壊せずにはおかない。「綿紡績工場においてかれらの健康を破壊する主な原因は1日中のこの責苦である。」<sup>24)</sup>ヴィレルメは、農村地方の子供たちの健康・快活と対照的に、工業都市の子供たちが「蒼白く、無気力で行動が鈍く、遊びの際にもおとなしい、かれらは悲惨や苦悩、意気沮喪の様子を示している」<sup>25)</sup>と、述べる。さらに、児童労働の現状は、道徳的退廃の原因であると、幼い時から工場に入れられることが、道徳心の不足と放埒とをもたらしめている、と言うのである<sup>26)</sup>。

いま一つ、かれが問題にしたのは、この児童に対する教育の欠如である。「6歳から工場で使われる児童はなんらの教育もなく、通常、10歳ないし11歳以前に雇われた児童は読むことも書くこともできない。」<sup>27)</sup>かれらに課せられる長時間労働が教育を受けることを妨げるとともに、たとえそれが行われても効

22) *Ibid.*, t. II, pp. 83, 84, 120.

23) *Ibid.*, t. II, p. 91.

24) *Ibid.*, t. II, p. 91.

25) *Ibid.*, t. II, p. 88.

26) *Ibid.*, t. II, pp. 112-113.

27) *Ibid.*, t. II, p. 112.

果を無にする。こうして、長時間労働日と教育の欠如<sup>28)</sup>とは不健康で無教養な労働者を作り出し、前述した無規律な生活態度の世代的再生産につながるとして弾劾されるのである。

次いで、ヴィレルメは、工場における婦人労働者の問題に言及する。そこでかれが最も力を込めて議論するのは、工場の発展に伴い同一の作業場に男女が混在させられ、婦人、とりわけ若い娘たちの品性が低下していることである。かれは、多くの男女を混在させている工場が当時の人びとによって「性的放縱の学校」と呼ばれていることを紹介し、次のように述べて工場主の反省を促すのである。「あなたがたは、通常、いとも容易に分離できるというのに、男女を同じ作業場で使っているではないか。この混在がひきおこす卑猥な言葉や、そこから生ずる悪い品性による感化を知らないとも言うのか。」<sup>29)</sup>ヴィレルメは、一般的に言って工場が労働者の道徳的退廃の原因になっていること、それとともに、とくに、労働者家庭の守り手たるべき婦人の品性低下を強く憂えていたのである。

第三に、工場制度にではなく、主に間屋制家内工業にかかわるものではあるが、労働者の賃金に対して行われた前貸である。ヴィレルメは、これが「出来

28) 当時のフランスにおける教育水準は、次の表に見られるように、文言率がやっとならぬ割合であった。

徴兵適令者の教育水準

年	次	読める	読み書きできる	どちらもできない
1827		5.1%	37.0%	57.9%
28		4.9	40.8	54.4
29		4.5	42.1	53.4
31		5.0	44.8	50.1
32		4.5	46.9	48.8
33		4.1	48.2	47.7
34		3.7	49.2	47.1
35		3.7	49.9	46.4
36		3.9	50.9	45.2

*Ibid.*, t. II, p. 125.

29) *Ibid.*, t. II, p. 51.

高賃金で働く労働者、とりわけ織布工にとって非常に有害である」<sup>30)</sup>として、次の叙述を与えている。「例えば、かれらのうち一人が職につく場合、かれが賃金に対する前貸という名目で織元から金を借りるのが一般的である。往々にして、かれが委ねられた糸を織り始める前にすら飲み代に使ってしまうということになる。」<sup>31)</sup>こうして織布工は繁栄時にはしばしば借金を増やししながら織元を変えていることが指摘される。それは、次のような不都合をもたらすことになる。「多くの地方において、借金ができ、それを容易に増せることは、労働者を無秩序な生活にひき込んでいる。かれは家族を養うために必要な金を無思慮に浪費してしまう。」<sup>32)</sup>賃金前貸の弊害はこれにとどまるのではない。ひとたび不況になると、「織元は、今まで以上に貸さないだけではなく（この時は、かれの労働者が引き抜かれる恐れがない。）、かれが以前に貸した人びとから、生きてゆくための最小限しか残さないほどの賃金控除を行うのである。」<sup>33)</sup>ヴィレルメは、これを「特別な奴隷制度」「人間による人間の不快な搾取」と呼んで厳しく非難する。

ヴィレルメは、以上の労働の現場に見出した貧困の諸相を次のように総括している。「大工業の作業場に三つの有害な習慣が存在する。両性の混在、児童にとって長すぎる労働日、賃金に対する前貸という名目で幾人かの雇主によって行われる貨幣の貸付である。」「第一のものは品性を損い、第二のものは健康を破壊し、第三のものはミゼラブルな状態を作り出し、これら全体で公道徳を傷つけるのである。」<sup>34)</sup>

ヴィレルメが、これらの労働の場における貧困の要因を重視したのは、すでに見たように、それ自体が問題であると同時に、これらが生活規律を喪失した労働者の再生産につながるからでもあった。しかし、それだけではない。かれ

30) *Ibid.*, t. II, p. 126.

31) *Ibid.*, t. II, p. 126.

32) *Ibid.*, t. II, pp. 131-132.

33) *Ibid.*, t. II, p. 127.

34) *Ibid.*, t. II, p. 355.

は、いま一つ重大な問題を見ているのであり、それこそが、かれの議論を特徴づけることになるのである。すなわち、工場主と労働者、問屋織元と織布工、一般的に資本家と労働者の関係が、非人間的なものになっていることである。かれによれば、「工場主の多くは、かれらの労働者の感情や、品性、地位に気を配っておらず、かれらを生産のための単なる機械としか見ていない」<sup>35)</sup>。年齢や性を無視して労働者が作業場に集められ、長時間労働を強いられる。そこでは、児童や婦人たちが悪習に染まることを防ぐものは何もない。しかも、工場主は労働者を人間的に扱おうとはしていない。また、織元は、その織布工たちを奴隷状態におとしめている。一方における無規律で品性の欠如した労働者、他方で非人間的な資本家、両者の間には通い合うものは何もない。このような人間関係、これこそヴィレルメが重大視し、問題にしたものである。児童、婦人労働者の惨状や、織布工の貧困も、このような人間関係の結果なのであり、その典型的な表現として把握される。むしろ、より正確に言えば、労働の場における労働者の貧困が、結局のところ、資本家と労働者の人間関係、といっても道徳的な意味での人間関係の問題に還元されるのである。

### (3) 貧困の基準——農民生活

これまで、ヴィレルメが、労働者の貧困を、生活規律の喪失と、資本家と労働者の非人間的関係として把握するのを見てきたが、こうした労働者の貧困像の基準となったのは、農民を典型とする小生産者の生活であった<sup>36)</sup>。土地所有と結びついた、自然の下でのかれらの生活は、多かれ少なかれ自給自足的であり、豊かではないとしても比較的安定している。そこで作りあげられた生活規律、道徳状態が、地域社会によっても支えられながら厳然と維持されている<sup>37)</sup>。そこでは、「飲酒」も過度にはならず、農業労働に規定された一年間の生活のリズムがあり、極端な性道徳の退廃もない。その結果、堅実で、健全な家庭生

35) *Ibid.*, t. II, p. 55.

36) *Ibid.*, t. II, pp. 50, 308, 309, 311.

37) *Ibid.*, t. II, p. 64.

活が営まれる。このようなイメージこそ、ヴィレルメが、労働者の貧困を生活規律の喪失として把握した際の基準であった。

労働の場における人間関係についても同様である。次の叙述は、ギルド的な小営業の下での人間関係を描いたものであるが、ヴィレルメの考え方をよく示している。「かつて、小さな工場しかなく、単純な機械しか動かされていなかったときには、工業親方は、通常、かれの労働者といっしょに休憩をとり、労働者が親方の家でいっしょに住むことも珍しくなかった。機械は大工業を作り出し、大工業は製造業主の地位をかつてのそれよりもかけ離れて高いところに置いたので、かの生活の共有は、もはや、ほとんど存在しないのである。これは、単純労働者にとっては大きな損失である。かれらは、かつて享受していた良い実例による教育や、道徳的な管理を、今や奪われている」<sup>38)</sup>。かつて存在した親方と職人との間の生活の共有と、前者の後者に対する道徳的影響、農民における家父長と家族成員との同様の関係、それが今や資本家と労働者の間では失われ、全く非人間的関係が支配している、というのである。

ただし、ここで注意しなければならないのは、ヴィレルメの議論の道徳論的性格である。かれが、当時なお国民の圧倒的多数を占めた農民<sup>39)</sup>の生活を基準に、労働者の貧困を把握したとは言っても、問題は、あくまでも、「節制、節約、先見、品性」すなわち生活規律の側面と、労働の場における労働者と資本家の道徳的な関係としての人間関係の面に限定されていることである。労働者の貧困をめぐるかれの叙述が詳細であり、描写が多岐にわたっているが、結局、道徳論的色彩の濃厚な、平板なものになった原因はここにある。

しかし、このようなヴィレルメの議論の道徳論的性格は、かえって以下のことを強く浮び上らせることになった。第一に、農民の生活様式が新しい都市工業労働者の生活様式へ、大きな混乱を伴いながら急速に転換しつつあったこ

38) *Ibid.*, t. II, pp. 303-304.

39) 当時のフランス社会が未だ農村的、小生産者的であったことは、多くの論者が指摘するところであり、そこで、このような考え方が生れるのは極めて自然なことであった。Cf. H. Sée, *op. cit.*, p. 176. Cl. Fohlen, *L'industrie, op. cit.*, p. 51.

とである。産業革命によって生み出された都市大工業労働者の生活は、不安定な賃金収入に依存し、消費生活が全面的に商品経済化している点で農民の生活とは大きく様相を異にしていた。ヴィレルメは、この生活様式の転換と、それに伴う混乱を、生活規律の喪失として把握したのである。第二に、かれが資本家と労働者の非人間的関係を強調したことのうちには、親方を中心とするギルド的小営業、また、家父長の指導の下で家族労働を行う農民、小生産者、ここに見られる労働のあり方が解体し、そこから出てくる孤立した諸個人を、資本家が、貨幣の力で再結合し、その専制的指揮の下におくという新しい労働のあり方に転換すること、一言で言えば、工場体制の確立が、反映していたのである。1830年代フランスにおける労働者の貧困の社会問題化の一つの意味はここに示される。

## II ヴィレルメが提起する労働者のあるべき姿と貧困解決策

労働者の貧困を、労働者自身の生活規律の喪失と、資本家と労働者の非人間的関係において把握するヴィレルメの議論は、極めて道徳論的であり、その意味で一面的であった。また、かれの議論には、農本主義的、自然主義的傾向が貫いていた。にもかかわらず、かれは、けっして、大工業の発展を嘆いて、都市労働者の農村への復帰を提唱するようなロマン主義的立場に陥ることはなかった。かれは、現実社会を支える基本的枠組を変えることなく、かつて存在した生活規律、人間関係の回復が可能であると考えた。

かれの提起する労働者のあるべき姿と、理想社会像は、この点を明瞭に示している。かれが労働者に求めてやまないのは、生活規律の回復とそれを基軸にした健全な家庭生活であった。「労働者にとっては、賃金が如何に少なくとも……かれらが勤勉であり、品行が良ければ、とくに、かれの賃金に妻と子供の賃金をつけ加えることができるならば、それで十分である。」<sup>40)</sup>一家総働き、「勤勉」が消費生活における「節制」と結びつけて強調される。漠然とではあ

40) Villermé, *op. cit.*, t. II, p. 16.

るが労働をも含む広い意味での生活規律を身につけた労働者、一家全員が額に汗して働き、助け合いながら作り上げる健全な家庭生活、ヴィレルメが貧困の対極に描き出した労働者の理想像はこれである。さらに、かれは、この健全で勤勉な労働者と、思いやり深く人間的な資本家、そこに形成される良好な人間関係、および道徳水準の維持された地域社会を想い描いていたと言えるであろう。

以下に検討する貧困解決策は、この労働者のあるべき姿と、社会の理想状態とを実現するための手段にほかならないのである。

### (1) 労働者自身による生活規律の回復

ヴィレルメは、まず第一に、最も基本的なこととして、労働者自身の努力による生活規律の回復を強調する。労働者が勤勉に働き、節度ある計画的な生活を行い、品行を保つことである。「成人労働者に対して、賃金の最小限と労働日の最大限を定め、製造業主とかれが雇う労働者の間の自由な関係を抑圧すること」は、貧困の解決策にはならないとして、かれは次のように言い切る。「(労働者の) 貧しさに対する救済策は、かれらの良い品行に、かれらが稼ぎを全て使い切らないように、ましてやそれ以上を使わないようにすることにある。」<sup>41)</sup> こうして、ヴィレルメは、「資本家と労働者の自由な関係」、自由競争の原理を前提にしたうえで、個々の労働者に対し、自覚を強め、生活を律する能力を獲得することを求めたのである。

貧困救済策はあくまでも労働者自身の努力であるとするヴィレルメは、それを促進するため、当時存在していた諸制度を検討し、そのうちから、とくに次のものの拡充を提唱する。貯蓄金庫 (Caisses d'épargnes) —— 「貧しい人びとがごく小額の金を預け、その日から利子がつき、しかも必要に応じて引き出せるこの制度は、先見精神を普及させ、労働者を節約家にすることを目的としている。……頻繁な商業恐慌は、とりわけ工業労働者にとってこの制度を不可

41) *Ibid.*, t. II, pp. 343-344.

欠なものにしている。」<sup>42)</sup> 恐慌が労働者に貯蓄を強制するという、この叙述の後半部は、ヴィレルメの強調する生活規律が工業労働者の新しい生活様式に合致した生活規律に他ならないことを示している。次に、イギリスにおける友愛会 (friendly society) にあたるもので労働組合の前身ともなった相互扶助組合 (sociétés de secours mutuels) ——「これらの組合は、ただ組合員を援助することでも有用だけでなく、かれらを、秩序、節約、品行方正にむけるといふ点でも有用である。」<sup>43)</sup> 最後に、教育——ヴィレルメにあって教育は、労働者の野蛮さを滅らし、品性を改善する限りにおいて評価される<sup>44)</sup>。かれが重視したのは、あくまでも労働者の自覚を高め、かれらに生活規律を回復させるための制度であった。

こうして、ヴィレルメは、貧困を解決する基本的な方策を個々の労働者が生活規律を身につけることに求めた。それは、かれにとっては、農民生活の中で作り上げられた生活規律が、新しい条件の下で、労働者の生活のうちに再現することを意味していた。それが現実的な意味を持ったのは、「貯蓄金庫」に関するかれの叙述にも示唆されているように、産業革命が作り出した新しい生活様式に慣れた労働者の創出と、そのための諸制度を強調する議論としてであった。

## (2) 児童労働制限法、職人手帳制度改善法

第二に、ヴィレルメは、資本家と労働者との非人間的関係を人間的なものに回復することを訴える。まず、労働者の品行改善のための資本家の積極的役割を強調し、工場主たちがモラル・リーダーとなることを推奨する。「私は、現実の工業が工場主と労働者をいかに疎遠にするかを知らないわけではない。しかし、その反対のことが起らねばならないのである。」<sup>45)</sup> 「工場主たちの助力なしには、かれらが雇う労働者の品性や境遇の改善は不可能である。……かれら

42) *Ibid.*, t. II, pp. 169-170.

43) *Ibid.*, t. II, p. 181.

44) *Ibid.*, t. II, p. 160.

45) *Ibid.*, t. II, pp. 358-369.

が労働者の友人、後見人、保護者になれば、労働者を道徳化するのは容易である。」<sup>46)</sup>

かれにこの展望を与えたのは、一部の「模範的」な資本家による称賛すべき試みである<sup>47)</sup>。例えば婦人労働者の品性を維持するために男女を分離し、しかも女性の仕事を男性の仕事よりも早く終らせていくいくつかの工場が挙げられる。また別な工場で、児童の状態を改善するために労働日を他の工場よりも1時間半短縮し、かれらを学校へ行かせる努力がなされることを紹介している。あるいは、飲酒癖を克服するために、セダンの工場主たちが、「飲酒癖が広がらないように、作業場には酔払を入れず、見つけしだい解雇し、また月曜日に仕事を休む労働者にも同様の罰を与えている」ことが指摘される。

このように、ヴィレルメは、個々の資本家が労働者を「人間的」に扱う努力を行っていることを高く評価する。個々の労働者が生活規律を回復するよう努力するとともに、資本家が、それを積極的に援助し、促進すること、そこに形成される血の通い合った人間的関係、これがヴィレルメの基本的な貧困解決策であった。しかしながら、かれは、児童の長時間労働日と賃金前貸、作業場での男女の混在にかんしては、一部の資本家の自発的試みにもかかわらず、資本家相互間の競争によって、これらの害悪が自然に克服されることは不可能であるとして、法律による制限が必要であると考えた<sup>48)</sup>。ただし、作業場における男女を分離することは労働そのものの妨げになるから強くは主張しない<sup>49)</sup>として、実際上は、児童労働の制限と、賃金前貸の規制にかんする二つの法案を提起する。以下、この二つの提案について検討を加える。

#### a 児童労働制限法

すでに見たように、児童労働の惨状を詳細に明らかにしたヴィレルメは、労働日の制限は今や「人間性の叫び」となっているとして、児童の健康と教育の

46) *Ibid.*, t. II, pp. 371.

47) *Ibid.*, t. I, pp. 34, 57, t. II, p. 42.

48) *Ibid.*, t. II, pp. 92, 93, 132.

49) *Ibid.*, t. II, p. 356.

ための法律を要求する<sup>50)</sup>。そこでのかれの議論の特徴は以下の三点である。

まず、かれは児童労働の禁止論者ではないことである。「提案されるべきことは、児童に労働を禁止することではなく、かれらの健康が破壊されないように、かれらが非人間的打算の犠牲にならないように注意することである。したがって、最も幼いものに1日4時間だけ、他のものには6時間、8時間、もしくは10時間というようにかれらの年齢に労働日を比例させよ、こうすれば、6歳から7歳の児童はいつも大工場に雇用されるであろう。』<sup>51)</sup>1841年に成立した法律そのものが8歳未満の児童の労働を制限していることと比べればかれの議論の特徴はより明らかである。児童労働を禁止すべきではない、というこの考えは、工業が児童の労働を不可欠としており、また児童は労働者家族にとって重要な収入源であるという現実認識に支えられたものではあるが、ヴィレルメが次のような考え方を持っていたことも指摘されねばならない。児童は工場において悲惨な状態におかれているだけでなく、労働者家族の中においても両親の好ましくない生活習慣の影響を受けていること、あるいは、「都市の遊んでいる子供たちが最も墮落している」<sup>52)</sup>という指摘に見られるように放任状態が児童に有害だということである。したがって、ヴィレルメは、児童労働者の救済策として、かれらを工場から閉め出すことは、かえって児童を墮落させるものであり、むしろ、かれらの労働を軽減しながら、工場内の人間関係を改善することが重要であると考えた。これに公教育を結合することが、児童を有害な影響から守ると同時に、かれらを規律ある生活態度を身につけた労働者にするための最善の方法と考えられたのである。

第二に、ヴィレルメは、フランスにおいては、この児童労働の法的制限がと

50) 通常、児童労働制限法は、イギリス1833年法の評価に典型的に見られるように、人道主義的立場から提起され、それが、総資本の労働力保全要求に合致することになると言われる。それが、大工場主、開明的資本家の工場「合理化」要求とも一致すると考えられている。この点については、戸塚、前掲書、吉岡、前掲論文、参照。フランス1841年法の評価も基本的には同じである。Cf. Levasseur, *op. cit.*, pp. 125-228.

51) Villermé, *op. cit.*, t. II, p. 122.

52) *Ibid.*, t. II, p. 114.

くにアルザスを中心に資本家の側からくり返し要求されていることを高く評価する。かれは、世界で最初の本格的工場法と言われる1833年児童労働制限法をもたらした「イギリスの博愛家たちは工場の所有者ではない」と、述べ、これと対比して、「わが国では工場主たちは、驚くべき人間的情熱に動かされて、かれら自身の利益に反してさえも、イギリスと同様の法律を要求しており、労働の過度の長さは、かれら若い労働者の健康を破壊するというを宣言しているのである<sup>53)</sup>」とする。すでに見たように、ヴィレルメは当時の工場主と労働者との関係は、非人間的なものになっており、その大きな原因が、「人間性もなく、労働者の墮落や悲惨さに無関心であるだけでなく、自らの富のためにそれを喜びさえもする工場主<sup>54)</sup>」にあると考えていたが、資本家の中から、自らの利益に反してさえも児童の状態を改善しようとする動きが出ていることに大きな希望をつなぎ、工場主と労働者の間に人間的関係を回復する展望を見出したのである。

第三の特徴は、児童の労働日だけの制限であって、すでに見たように成人労働の制限はけっして要求しないことである。この点にかんして、当時、「成人労働を制限せずに、児童の労働日を制限する」ことは困難であり、それが法の制定および実施を不可能にしていると考えられていた。ヴィレルメは、イギリス1833年法とその諸結果を検討し、児童のリレー制度を採用することによって、この問題が解決できることを発見し、それを提案しているのである<sup>55)</sup>。ここには、児童労働の制限を自由競争の枠内にとどめようとするかれの立場がよく現れている。

#### b 職人手帳制度改善法案

次に、ヴィレルメは、問屋織元によって織布工に対して行われた、賃金前貸に基づく債務奴隷制的搾取を廃止するために、職人手帳 (livret d'ouvriers) 制

53) *Ibid.*, t. II, p. 95.

54) *Ibid.*, t. II, p. 371.

55) *Ibid.*, t. II, pp. 100, 104.

度の改善を提案する。この職人手帳は、アンジャン・レジーム期に創出され、大革命期には失効していたものが、1803年に復活させられた制度である。それは、労働者の身分証明書とも言うべきものであるが、特徴的なのは雇用と解雇に際して雇主の記載を必要としていたことである。これらの点から、職人手帳制度は、労働者を警察当局の管理下におき、雇主に従属せしめる制度であるとの評価が与えられてきた<sup>56)</sup>。このような制度が1890年まで続いたということ自体、フランスにおける資本・賃労働関係を考えるうえで極めて興味深い点であるが、その実態は必ずしも全面的には解明されていない。ここでは、労働者に対して賃金前貸が行われる場合、それが、この職人手帳に記載され、しかも、その返済なしには、雇主は、「手帳」を労働者に返却せず、解雇を認めなかったことが指摘されねばならない<sup>57)</sup>。さきに見た問屋織元による織布工に対する債務奴隷制的搾取は、このような仕組を通じて合法的に行われていたのである。ヴィレルメは、賃金前貸の最高限度を厳しく制限し、それ以上は通常の借金とすることによって、この悪弊を除去しようと考えたのである<sup>58)</sup>。

ヴィレルメは、職人手帳制度に基づく賃金前貸の実状が、労働者の自由を制限するものであるから、この改善案は資本家と労働者の関係をより自由なものにするのであって、「児童の労働にかんする提案ほどは大きな抵抗を呼ばないだろう」<sup>59)</sup>と、叙べている。かれは、この改善案の効果を次のように考えた。「労働者はかれの前借収入を以前より簡単には使わないであろう。さらに、少くとも一定期間の後には、かれは自らに好都合な織元のために働く自由を持つであろう。」さらに、「(賃金前貸を悪用していた)資本家に対して労働者たちが持っていた憎しみをとり除き……公道徳にとっても極めて好都合であら

56) Cf. Levasseur, *op. cit.*, pp. 132-134. F. Braudel, E. Labrousse, *op. cit.*, pp. 780-781. Villermé, *op. cit.*, t. II, pp. 140-143. 平実, フランス革命後の反動的労働者政策「経済学雑誌」1962年6月, 16-24ページ, 参照。

57) Villermé, *op. cit.*, t. II, p. 128.

58) *Ibid.*, t. II, pp. 132-133, 357.

59) *Ibid.*, t. II, p. 357.

う」<sup>60)</sup>、と。こうして、賃金前貸の規制は、労働者の自由を回復し、織元と織布工との間の人間的関係を実現するものとして提唱されたのである。この場合には、資本家と労働者の自由な関係を実現することが、そのまま人間的関係の回復であると考えられていたと言えよう。

以上、ヴィレルメの貧困解決策の第2の柱は、資本家と労働者との非人間的関係を克服し、血の通い合った人間関係を実現することにあり、それは、かれが提案する具体的な二つの法律、児童労働制限法、職人手帳制度改善法をめぐる議論にも貫かれているのを見ることができた。さらに、ヴィレルメは、この資本家と労働者との人間的な関係を回復することを、自由競争の原理を維持し、拡大することと結びつけて考えていたのであり、ここにかれの考え方の重要な特色が存在することを確認できた。

## ま と め

以上、繊維産業を中心とする労働者の状態についてのヴィレルメの調査報告をもとに、1830年代フランスにおける労働者の貧困問題を検討した。この問題の全面的な解明は、当時のフランスの工業発展の検討、とくに、その先頭に立った綿工業における工場体制の発展段階の認識をふまえて、はじめて可能となるものである。このあとの点の検討は次稿において果す予定であるが、ここでは、ヴィレルメの調査報告の検討から直接明らかになる限りで、産業革命期フランスにおける労働者の貧困問題とは何かを示し、合せて、ヴィレルメの議論の持つ意味を、ひとまず、中間的に小括しておこう。

まず第一に、かれの議論の特徴は、労働者の状態を農民を基準に評価し、労働者が生活規律を喪失しており、資本家と労働者の関係が非人間的なものになっていると捉え、ここに労働者の貧困の核心を見出したことにある。労働者の貧困を生活規律の問題、道徳的な意味での資本家と労働者の人間関係の問題に限定したことは、ヴィレルメの議論を著るしく道徳的色彩の濃厚な、一見平板

60) *Ibid.*, t. II, pp. 132-133.

なものにした。しかしながら、かえって、そこに、以下の事態が反映していると考えることができる。すなわち、農民を典型とする小生産者の生活様式と労働のあり方から、新しい都市工業労働者の生活様式と、かれらの資本家の指揮の下での労働へと、社会的総労働の支配的存在態様が急速に転換しつつあることである。別の表現をすれば、農民のプロレタリア化と、工場体制の確立とが、社会的広がりを持って進行しつつあることが、ヴィレルメの議論によって示唆される。ここに、1830年代フランスにおいて社会問題化した労働者の貧困の特質とともに、社会問題化の根拠が示されるのである。

第二に、貧困解決策としてのヴィレルメの議論を整理しよう。かれは、失われた生活規律と人間関係の回復を主張し、そのために個々の労働者と資本家の努力を訴えるとともに、児童労働制限法と職人手帳制度改善法を提起する。ここでもかれの議論は道徳論的である。従来これが、もっぱら、人道主義に基いて労働者を保護しようとしたものとして、評価されてきたゆえんである。しかし、かれの議論のうちには、自由競争の原理を承認するだけではなく、それを積極的に維持し、拡大しようとする考え方が貫かれている。ヴィレルメは、かつて存在した生活規律と人間関係を、産業革命下での新しい条件の下で回復可能であると考えた。児童労働制限法と職人手帳制度改善法も、たんに、人道的立場からの児童、織布工の救済策としてではなく、労働者に生活規律を回復せしめ、資本家と労働者の関係を人間的なものに転換する手段として提起されているのである。貧困解決をめぐるこのようなヴィレルメの議論は、客観的には、産業革命の進展が新しい労働のあり方と生活様式に合致した、生活と労働の全面にわたる新しい資質を労働者に要求しており、資本家と労働者の「自由」な関係の実現と、その維持が重大な社会的課題となっていたことをも反映しているのである。

以上のヴィレルメの議論の検討が提起する残された課題は、次の二つ、まず、当時の労働者の貧困は具体的には、工場体制の如何なる発展段階の表現であったのか、つぎに、提起されてくる貧困解決策は、この工場体制の発展とどのよ

うにかかわっていたのかである。これについては稿を新めて検討したい。

(1980年11月20日)